

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和55年 9月 4日 条例第2号)

改正 昭和56年 3月31日条例第1号	改正 昭和58年12月27日条例第1号
改正 昭和60年 3月28日条例第3号	改正 昭和60年 8月20日条例第5号
改正 昭和62年 4月 1日条例第1号	改正 平成 2年 3月30日条例第1号
改正 平成 3年 3月28日条例第2号	改正 平成 4年 3月27日条例第1号
改正 平成 6年 3月28日条例第1号	改正 平成 8年 3月27日条例第1号
改正 平成 9年12月25日条例第2号	改正 平成12年 3月27日条例第1号
改正 平成12年12月25日条例第5号	改正 平成13年12月25日条例第8号
改正 平成16年 3月25日条例第1号	改正 平成20年12月24日条例第1号
改正 平成22年 3月25日条例第1号	改正 平成28年 3月23日条例第1号
改正 令和 2年 3月24日条例第3号	改正 令和 5年 3月24日条例第5号
改正 令和 8年 3月23日条例第1号	

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に基づき、北空知広域水道企業団の特別職で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

- 2 前項の報酬が月額報酬の場合は、毎年3月及び9月に分割し支給し（ただし、年度の途中でその職を離れたときはこの限りでない。）、日額報酬の場合は、その出席の都度支給する。
- 3 年額報酬を支給される特別職の職員が、年度の途中においてその職に就いたとき又はその職を離れた時は、その年度の現日数を基礎として日割計算によって報酬を支給する。
- 4 年額報酬を支給される特別職の職員が自己の都合により1年以上全くその職務を執行しなかった場合には、1年を経過した日の翌日から報酬を減額することができる。
- 5 前項の適用を受けている者が、再びその職務に従事することとなった場合には、その日から、第2項の計算方法を準用して報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が会議に出席し、または公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 特別職の職員に支給する旅費は、深川市職員旅費支給条例（令和8年深川市条例第5号。以下、「職員旅費支給条例」という。）に定める額とする。ただし、職員旅費支給条例第21条第1項の規定にかかわらず、企業長が特に必要と認める場合には、1日当たり1,000円の日当を支給することができる。
- 3 前項の場合において、深川市職員旅費支給条例中「市」とあるのは「北空知広域水道企業団」、「市長」及び「任命権者」とあるのは「企業長」、「職員」とあるのは「特別職の職員」と読み替えるものとする。
- 4 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、企業長が別に定める。
- 5 前項に規定するもののほか、旅費の種類及び支給方法等については、企業職員の例による。

(補則)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 非常勤特別職の報酬に関する条例（昭和53年条例第3号）は、廃止する。

附 則（昭和56年3月31日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

第3章 報酬、給与等（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日条例第2号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月25日条例第2号）

この条例は、平成9年12月25日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月25日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第1号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第3章 報酬、給与等（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）

附 則（令和 2年3月24日条例第3号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 5年3月24日条例第5号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 8年3月23日条例第1号）
この条例は、令和8年3月23日から施行する。

別 表（第2条関係）

種 類	報 酬 額	
企 業 長 副 企 業 長	支 給 し な い	
監 査 委 員	年 額	48,000円
行政不服審査会委員	日 額	6,900円
その他の非常勤特別職	企 業 長 の 定 め る 額	